

# 業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第1項の規定により報告します。

年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名

鹿児島県知事 殿

業 態			
業 務 所	所 在 地		
	名 称		
品 名		数 量	
報告の事由及びその 事由の発生日			

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務所廃止等前のものを記載すること。